



島根県報

平成20年 3 月28日 (金)

号外 第 49 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

病院局告示

島根県立病院使用料及び手数料条例第 2 条第 3 項の規定による使用料及び手数料の額の一部改正

島根県病院局告示

島根県病院局告示第 3 号

島根県立病院使用料及び手数料条例第 2 条第 3 項の規定による使用料及び手数料の額 (平成19年島根県病院局告示第 1 号) の一部を次のように改正し、平成20年 4 月 1 日から施行する。

平成20年 3 月28日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

患者外給食料の項を削る。

出産に係る経費の項中「100,000円」を「110,000円」に、「50,000円」を「55,000円」に改める。

乳児健康診査の項の次に次の 1 項を加える。

自動聴性脳幹反応検査 1 回につき 7,035円 (消費税法第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる場合は、6,700円)

ヒトパピローマウイルス検査の項の次に次の 1 項を加える。

農薬血中濃度測定検査

スクリーニング検査 1 回につき 77,800円

パラコート検査 1 回につき 29,200円

ジクワット検査 1 回につき 29,200円

短期人間ドックの項を削る。

歯科診療費の項中

「インプラント材植立 (一次手術)

基本診療料 1 回につき 600円

1 本目 (選択)

インプラント材 定価30,000円未満 136,905円

インプラント材 定価30,000円以上 140,210円

複数本数埋入加算 (2 本から 6 本まで)

インプラント材 定価30,000円未満 1 本につき 40,855円

インプラント材 定価30,000円以上 1 本につき 44,160円 を

複数本数埋入加算 (7 本から10本まで)

インプラント材 定価30,000円未満 1 本につき 46,400円

インプラント材 定価30,000円以上 1 本につき 49,705円

複数本数埋入加算 (11本以上)

インプラント材 定価30,000円未満 1本につき 58,890円
 インプラント材 定価30,000円以上 1本につき 62,195円 」

「インプラント材植立（一次手術）

基本診療料 1回につき 600円

インプラント材植立料（一次手術）

1本目 140,210円

複数本数埋入加算（2本から6本まで） 1本につき 44,160円

複数本数埋入加算（7本から10本まで） 1本につき 49,705円

複数本数埋入加算（11本以上） 1本につき 62,195円 」

に改める。

おむつ使用料の項中「140円」を「100円」に改める。

衣類洗濯料の項を削る。

入院期間が180日を超えた日以後の入院料の項中「1,995円」を「2,048円」に改める。

中央病院において厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成18年厚生労働省告示第138号。以下この項において「包括算定告示」という。）により費用の額を算定（医療機関別係数のうち調整係数を1.0154として算定）する場合の項中「（平成18年厚生労働省告示第138号。以下この項において「包括算定告示」という。）」を「（以下この項において「包括算定方法」という。）」に改め、「（医療機関別係数のうち調整係数を1.0154として算定）」を削り、「包括算定告示により」を「包括算定方法により」に改める。

文書料の項中

「医療費に関するもの

簡易なもの 1件につき 1,155円（消費税法第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる場合は、1,100円）

複雑なもの 1件につき 1,680円（消費税法第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる場合は、1,600円） 」

を

「医療費に関するもの

簡易なもの 1件につき 1,155円（消費税法第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる場合は、1,100円）

複雑なもの 1件につき 1,680円（消費税法第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる場合は、1,600円）

診療明細書 1件につき 420円 」

に改める。